

令和5年度第1回焼津市青少年問題協議会 会議録

1 日 時 令和5年6月22日（木）午前10時～11時29分

2 会 場 焼津市役所1階大会議室1B

3 次 第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 会長あいさつ
- (4) 会議録署名人指名
- (5) 議事

①報告事項 令和4年度青少年健全育成の取組みについて

- ・焼津警察署管内の青少年の状況
- ・青少年健全育成の取組み
- ・街頭補導、教育相談の状況
- ・小中学校の状況
- ・高等学校の状況

②協議事項 令和5年度青少年健全育成の活動について

ア 青少年にとって安心・安全な環境づくり

- ・青少年健全育成の活動
- ・子ども見守り隊の活動

イ 情報モラルの指導・啓発

(6) その他

最近の交通事故などの状況について

(7) 閉会

4 出席者

会長 中野弘道（市長）

委員（19人）

石田江利子（市議会議長）、村松幸昌（市議会）、酒井孝一（焼津警察署長）、羽田明夫（教育長）、藪内重樹（自治会連合会）、中野達昭（自治会連合会）、中野文子（民生委員児童委員協議会）、安藤妙子（社会福祉協議会）、渡邊徹（社会教育委員長）、小泉大喬（青年会議所）、伊東広子（焼津地区保護司会）、野秋宜成（高等学校校長会）、高木勝利（校長会）、粉川隆弘（静岡県立焼津青少年の家）、飯妻宏典（焼津公共職業安定所）、田口顕一（PTA連絡協議会）、森塚洋子（子ども会連合会）、檜木博之（静岡福祉大学）、松本祥明（焼津ロータリークラブ）

幹事（5人）

小澤俊介（焼津警察署生活安全課長）、西尾翔太（PTA連絡協議会）、増田たつ子（補導員幹事会）、小林敏之（スポーツ推進委員会）、村松敏充

(市民環境部くらし安全課長)

その他 (報告者、1人)

岩見貴雄 (焼津警察署交通課長)

事務局 (8人)

池谷功武 (教育委員会学校福祉部長)、荒井健 (学校福祉部子ども支援課長)、猪山修一 (学校福祉部子ども支援課主席指導主事)、福中惇也 (学校福祉部子ども支援課指導主事)、増田達一 (青少年教育相談センター相談員)、山梨のぞみ (子ども支援課児童生徒支援担当主幹兼青少年教育相談センター所長)、岡村和紀 (家庭支援課放課後支援担当主査兼青少年教育相談センター主査)、近藤真悠 (家庭支援課家庭支援担当主任主事兼青少年教育相談センター主任主事)

5 欠席者

委員 (5人)

相馬徹也 (校長会)、小林克臣 (焼津ライオンズクラブ)、西野訓史 (焼津南ロータリクラブ)、小西雅紀 (静岡県飲食生活衛生同業組合焼津支部)、富山洋子 (焼津市ボーイスカウト・ガールスカウト協議会)

幹事 (2人)

小長谷恭彦 (校長会)、寺尾正幸 (教育部学校教育課長)

6 内容

【委嘱状交付】

委員及び幹事へ委嘱状及び辞令の交付を行った。

【会長あいさつ】

中野会長から開会あいさつを行った。

【副会長選出】

副会長の選任は互選の結果、は渡邊徹委員に決定した。

【会議録署名人】

中野文子委員、飯妻宏典委員を指名

【議事】

報告事項

○中野弘道会長

報告事項「令和4年度青少年健全育成の取組みについて」を議題とします。はじめに、本年4月に焼津警察署の署長に着任されました、酒井署長よりご挨拶をいただき、その後、焼津警察署管内の状況について小澤幹事から御説明をお願いします。

○酒井孝一署長あいさつ

令和4年度青少年健全育成の取組みについて

(1) 焼津警察署管内の青少年の状況

○小澤俊介幹事

皆様、こんにちは。焼津警察署生活安全課の小澤です。

最初に焼津市内の犯罪の発生状況について説明します。令和4年度中の刑法犯の発生状況は総計514件で、昨年より51件増加しています。これは自動車の盗難、家屋への侵入などの窃盜犯や、傷害、暴行などの粗暴犯、横領、サギなどの知能犯と言われる犯罪などの総数となります。刑法犯の増加の要因は、窃盜犯の増加にあり、刑法犯全体の64%を占めています。その中でも、自転車盗が前年比20件増加、万引きについては44件増加しています。

続いて、焼津市内の青少年の状況について報告いたいします。民法の改正により成人年齢は18歳になりましたが、ここでは少年法が適用される20歳未満のものによる犯罪について御説明いたします。まず、最初にこれから説明する用語について解説します。犯罪を犯した少年、非行少年は14歳以上、20歳未満の者をいいます。非行を犯した少年は、基本的に警察から検察官を経由して、家庭裁判所の審判によって保護観察や、少年院送致などの保護処分を受けることになりますが、14歳未満の少年が法に触れる行為をした場合には、「触法少年」として刑罰に問えず、基本的には児童相談所に委ねることになります。

昨年中に、静岡県内で検挙または触法少年として補導した少年の総数は760人となり、窃盜犯が328人と約半数を占めています。当署管内では、昨年中に24人の少年を検挙し、340人を補導しています。検挙件数は前年比12人増加し、補導については128人増加しています。

青少年を取り巻く環境の喫緊の課題として、高額な報酬を受け取る代わりに、特殊詐欺や強盗などの罪を犯す闇バイトの増加が懸念され、その対策が重要になります。闇バイトは主にSNSや、インターネット掲示板、求人サイトなどを利用して募集を呼びかけ、あるいは先輩、友人に誘われて始める少年もいます。今後、こうした闇バイトに関与しないことを青少年に訴えかける指導が必要で、そのためには皆様方の御協力が必要不可欠となります。

今後ともよろしくお願いいたします。

○中野弘道会長

続きまして、令和4年度青少年健全育成の取組み、街頭補導の実施状況、青少年教育相談活動の実績について事務局から説明をお願いします。

(2) 青少年健全育成の取組み

○山梨のぞみ子ども支援課児童生徒支援担当主幹兼青少年教育相談センター所長

6月17日、焼津市青少年健全育成市民会議を開催し、事業計画等につきまして承認をいただきました。6月22日、第1回焼津市青少年問題協議会を開催しました。7月7日、焼津市子ども・若者支援地域協議会の代表者による会議を開催いたしました。

7月には、国・県の「青少年の非行・被害防止強調月間」に合わせて、「夏に青少年をまもり育てる運動」の一環として、7月1日から31日の1か月間、大井川庁舎において懸垂幕を掲揚しました。また、本庁舎2階のデジタルサイネージにおいて、「強調月間の広報と青少年声掛け運動参加者の募集広告を放映しました。街頭キャンペーンについては7月1日に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加人数規模を縮小し市内3店舗にて啓発活動を実施しました。7月15日に予定しました県内一斉夏季少年補導、市内立ち入り調査については、当日の大気注意報及び雷注意報の発令にともない中止としました。次のページをご覧ください。

9月から2月にかけ、明るい街づくり推進事業として、市内13地区で「明るい街づくり市

民大会」が開催され、多くの市民の皆さんにご参加いただきました。12月16日、県内一斉冬季少年補導を市内10地区で実施しました。また、併せて社会環境浄化活動として、実態調査を実施いたしました。2月4日、第2回焼津市青少年問題協議会を開催し、令和4年度の活動実績について御協議いただくとともに、令和5年度の活動方針についてご協議をいただきました。2月8日、焼津市子ども・若者支援地域協議会の実務者による会議を開催し、情報交換を実施しました。また、通年活動として、街頭補導、青少年教育相談を実施しております。以上です。

(3) 街頭補導、教育相談の状況

○近藤真悠家庭支援課家庭支援担当主任主事兼青少年教育相談センター主任主事

まず、街頭補導活動につきましては、①地区補導活動と②一斉補導活動を実施しています。①地区補導活動では、自治会や子ども会、PTA、小中学校より推薦された140人の補導員が市内10地区に分かれ、小中学校周辺や公園、コンビニエンスストア、大型店舗等の巡回を実施しました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、8月9月の活動は中止しましたが、1班3～5人体制で、各地区月4回程度活動しております。時間帯は平日19時から21時までで、活動の内容は声掛けによる補導が中心であり、主に青少年への早期帰宅や無灯火自転車への指導を行いました。②一斉補導活動は、県下一斉少年補導にあわせ、補導員・焼津警察署警察官・焼津警察署少年ボランティア連絡会・市職員が合同で、活動しました。夏と冬の2回、実施予定でしたが、夏季は悪天候のため中止し、冬季のみ実施となっています。補導実績の表をご覧ください。令和4年度の補導実施回数は280回、参加者数は1,023人、補導人数・声掛け件数は397人でした。補導人が397人のうち392人は、公園やコンビニエンスストア、ゲームセンター、大型店舗などで見かけた子ども達に対して、「早く帰宅するように。」や「気を付けてね。」といった温かい声掛けを行ったものです。補導人数の学識別内訳ですが、小学生が21人・中学生が81人・高校生が274人、その他の学生が6人、学識別不明の青少年が15人でした。地区別の内訳では、焼津西地区で149人(全体の37.5%)と多くなっていますが、大村公民館横のバスケットコートでの声掛けが多く、非行や問題行動が多いというわけではありません。補導実績、青少年の状況につきましては、特に大きな問題もなく、大変良い傾向にあると考えられます。

環境浄化活動につきましては、有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境について、7月に店舗立入調査、12月に青少年を取り巻く社会環境の実態調査をしました。昨年12月の実態調査での各店舗数は資料のとおりです。これら店舗につきましては、街頭補導時に立ち寄り、見回りをするとともに、立入調査や環境実態調査の際に、店舗に対し、県青少年環境整備条例に基づく適正な陳列や販売についてお願いをし、青少年を取り巻く社会環境の醸成に努めているところです。以上です。

○増田達一青少年相談センター相談員

相談受理回数は310回でした。令和3年度は370回でしたので、60回の減となりました。この減少は、特定の成人による継続的な相談が、減少したことが要因ととらえます。相談方法では、面接、電話による相談が多く、メールによる相談は少ないものの、新規の相談で使われることが多いです。問題別では、不登校にかかるものが23回で、前年度との比較では6回の増となりました。ここ数年、減少傾向でしたが、増加に転じています。各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、生徒指導問題へ対応する組織や仕

組みの充実など、学校や関係機関の不登校への対応が進んだことで、青少年相談センターへの相談は減少してきたと思われていましたが、不登校の児童生徒数そのものの増加傾向は続いている、さらに充実した対策が必要だと考えられます。「いじめ」にかかる相談は6回で、平成26年度の72回と比べると、大幅に少ない状態が続いており、各学校における未然防止や早期対応への取組が着実に進められている成果であると思われます。ただし、前年度の比較では5回の増となっており、また、いじめ自体の発生を抑えることは難しいことから、いじめについても不登校同様、学校の対応力の強化が求められます。4の相談対象者についてですが、高校生を対象とする母親からの相談が増えました。高校へ登校しなくなり、退学を心配する相談等があげられます。3の相談者別の状況、5の相談者の実数については、お手元の資料をご覧ください。まとめとして、令和4年度は、3年度より相談の総回数は減少しましたが、相談対象者の年齢がやや上がり、問題の幅も広がって、多種多様の相談に対応することとなりました。特に、相談対象者が高校生である相談が増加したこと、また、増加の度合いは大きくないものの成人を対象とする相談もあり、義務教育終了後の問題の広がりというものが見られます。そういう相談からは、子どもが何歳になったとしても、親として子育てに試行錯誤し苦悩している様子が伝わってきます。「相談者の心情に寄り添い、ていねいに話を聴き、励ましの言葉を伝える」、このような言葉だけで、問題や悩みがすぐに解決されるというわけではありませんが、相談者の重く沈んだ心が少しでも軽くなったり、元気を取り戻したりしてもらえるように、今後も懇ろな対応に努め、青少年教育相談センターが焼津市の青少年の成長を支える存在でありたいと考えます。以上、令和4年度の「相談活動の報告」とさせていただきます。

○中野弘道会長

以上、事務局の説明が終わりました。引き続き小・中学校、高等学校の現状について、御説明をお願いします。

(4) 小中学校の状況

○猪山修一子ども支援課主席指導主事

令和4年度市内13の小学校について、生徒指導上の状況を「問題行動」「不登校」「いじめ」の3点についてお伝えします。

1、問題行動です。昨年度の問題行動の件数は198件で、前年の175件と比べて増加しています。問題行動の内容は、「生徒間暴力」が42.2%で最も高くなっています。学年問わず、発達に特性を持ち、自己コントロールに課題のある児童が、友達とトラブルになる傾向が見られます。相手の気持ちを考えて行動できる力や、いやな思いをした時に一旦立ち止まり、冷静になって対応できる力等、良好な人間関係を築いていけるよう、学校では、その都度繰り返し指導を重ねるとともに、県教育委員会が出している「人間関係づくりプログラム」を計画的に実施し、スキルを学ぶ学習を実施しております。また、「授業放棄」が31件で、前年の11件と比べて増加しています。子どもたちがわかる授業、学習意欲を持ち主体的に学ぶ楽しい授業を目指し、授業を通して充実感や達成感を得られるよう各校で取り組んでいます。そして、学習に集中できない児童には、教員が個別に声を掛けたり、支援員が横について学習支援を行ったりする等、一人一人の心の安定を図って対応しています。今後も、家庭と連携を図りながら、子どもたちの様子を的確に把握し、未然防止、早期発見・早期対応に努めていきます。

2、不登校です。昨年度、不登校による欠席が年間30日以上の児童は162人で、前年度の125

人と比べて増加しています。昨年度の162人の学年別内訳をみると、1年生から6年生まで、学年が上がるごとに多くなっています。不登校の要因として最も多いのが、「家庭教育や家庭環境等に係る要因」で、78%を占めており、保護者を含めた指導、支援が必要となっています。不登校児童は、自己肯定感が低い児童が多く、ゲームやSNSを夜遅くまでやり、生活が昼夜逆転をしているケースもみられます。学校では、家庭との連携、相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等、様々な方法で改善に努めています。また、今年度より学校福祉部が設置されたことにより、家庭や子どもへのきめ細やかな支援がより可能となり、すでに、よい方向に進んでいるケースも複数あります。保護者の協力が得られるよう、今後も組織的な対応を図っていきたいと考えます。

3、いじめです。昨年度のいじめ認知件数は225件です。その内、145件が解消または一定の解消が見られています。昨年度、特にいじめが増加したことについては、いじめの認知について研修会等を実施したり、いじめが疑われる事例について校内で早期に情報共有したりしたことで、法に基づいていじめを認知する力が各校一層高まっていると考えられます。些細な行為が重大な事態に至ることがないよう、今年度も、児童生徒に目を配り、SSW等を積極的に活用し、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応するようにしていきます。いじめの内容は、「冷やかし・からかい・悪口」が最も多く42%、「叩かれる、蹴られるなどの暴力行為」が36%、「遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が29%になります。各校では、現状把握のためのアンケート調査を定期的に実施すること、児童や保護者が相談しやすい環境をつくること、一定の解消が見られた事案に対しても引き続き見守りを行うこと等、学校体制での対応を続けて参りたいと考えます。

以上、小学校の「問題行動」、「不登校」、「いじめ」の3点について報告いたします。今後も家庭との連携を図り、児童理解を深めながら、組織的な生徒指導を推進してまいります。以上、小学校の「問題行動」「不登校」「いじめ」の3点について報告いたしました。今後も家庭との連携を図り、児童理解を深めながら、組織的な生徒指導を推進してまいります。以上で小学校の報告を終わります。

○高木勝利委員

令和4年度市内9校の中学校について、生徒指導上の状況をお伝えします。

まず問題行動について、令和4年度の報告件数は342件で、前年度の335件と比べて増加しています。項目ごと、前年度と比べて増加が見られるのは、「授業放棄（35件→43件）」「携帯電話やパソコンなどネットのトラブル（30件→47件）」「器物破損（10件→24件）」「その他の粗暴行為（悪口を言う、仲間外れにされる等）82件→93件」でした。「生徒間暴力（63件→52件）」は減少しています。問題行動の改善は、本人への指導に加え、保護者と連携し共通理解を得ながら、同一歩調で指導をすすめています。しかし、家庭の理解を十分に得られない現状もあります。さらに、夜間の保護者不在や親子の不和、養育問題等が加わり事態が深刻化するケースもあり、このような場合、学校だけでは解決することが難しいため、各校では、教育委員会学校福祉部、焼津警察署生活安全課や警察署スクールサポートセンター、こども相談センター、中央児童相談所などの外部機関と密に連携しながら、長期的な視点をもって改善に向けて指導にあたっています。

また、未然防止に向けての取組にも力を入れています。問題行動が起こりにくい環境づくりのため、学校生活の様々な場面で生徒主体の活動を意図的に設定したり、生徒が互いに支え合うピアサポート活動等を取り入れたりして、個々の自己有用感を高めるなど、学校にお

ける生徒たちの「絆づくり」や「居場所づくり」に積極的に取り組んでいます。

次に不登校について報告します。令和4年度、不登校による欠席が年間30日以上の生徒は222人で、前年度の193人と比べて増加を続けています。学年別では、1年生が64人、2年生が64人、3年生が94人と、全学年に多い傾向が見られます。本人に係る不登校の理由として、「無気力」「不安」が最も多く、「家庭内の問題」や「人間関係」なども原因として大きな割合を占めています。不登校生徒に対して、各校では未然防止と早期対応に積極的に取り組んでいます。具体的には、家庭との連絡を密にして連携を図りながら、家庭訪問を行っています。また、個々の状況に応じて保健室や相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、さらには、外部機関の適応指導教室やこども相談センター、医療機関などとも広く連携し、ケース会議等を継続的に行いながら改善に努めており、その結果登校できるようになった生徒もいますが、総数として減少につながっていないのが現状です。今年度も、支援が受けられない生徒がないように、学校と学校福祉部が連携しながら、生徒の支援を行っています。

次にいじめについてです。令和4年度のいじめ認知件数は183件で、前年度の224件から減少しました。各校では、未然防止や早期対応に力を入れてきました。道徳や学級活動の時間はもちろん、学校のすべての教育活動を通して、人権意識を高めるなどの未然防止の取組、発見後の組織的で丁寧な指導による再発防止の取組にも力を注いでいます。また、いじめの発見が遅れることは深刻な問題につながることも多いため、各校では早期発見にも努め、解消につなげるように対応しています。いじめの具体的な内容としては、「冷やかし・からかい・悪口」が約半数を占めています。その他、「叩かれる、蹴られるなどの暴力行為」「パソコンや携帯による誹謗・中傷」「いやなこと、危険なことをされたり、やらされる」などが主な内容です。いじめを認知した際には、校内いじめ問題対策委員会を中心に組織的に対応し、生徒の支援や調査を実施しています。また、SCやSSW、その他関係機関の専門家と積極的に連携をし、再発防止に努めています。また、表面上には出てきにくい事象でも、ネット上では話題になっていることもあります。問題が起きた際に各校では、該当生徒に指導やケアを行っていますが、多くの生徒に情報が流れたり、閲覧できる状態になっていたりすることがあり、対応に苦慮することがあります。未然防止に向け、ネットパトロールの活用や情報モラル教育の実施、啓発講座の開催等により対応を強化していますが、学校だけではなく社会全体の取組も重要になってきていることを感じます。以上で、中学生の状況についての報告を終わります。

(5) 高等学校の取組みについて

○野秋宜成委員

市内の4校を代表して報告させていただきます。1、令和4年度の地域の高校生の状況です。と言っても、ご承知の通り小中に比べると、高校においては市内からの進学者は格段に割合としては減ります。なので、具体的な数値がここには挙げてございません。さらに、焼津市内の高校生といつても、非常に掴みにくい状況ですので、どちらかというと広い範囲で、ちなみに焼津高校では、東部や西部からも通学者が居るわけですので、なかなかそういうつかみにくい状況です。一般的な高校生の状況として、お聞きください。（1）一般非行については減少傾向にあります。軽微な内容がほとんどです。コロナ感染症の影響は確実にあるかと思いますが、5類に移行した後の予測は尽きません。（2）いじめについてはです。先ほどもお話しましたが、SNS上の誹謗中傷がかなり多く、もちろん学校内での、あるいは学校外でのやりとり

もあるわけですが、なかなかいじめの認定が難しく、加害・被害が交錯するというような状況が起こります。指導に苦慮している状況です。からかい、いじりという区別が難しい状況も多々見られております。各校でアンケートを実施しまして、記名、無記名ともに行うという状況ですけども、早期発見早期対応に努めております。（3）不登校です。これも先ほど出ましたけども、校種や学力に関係なく一定数が存在して、さらには増加傾向にあります。近年は通信制の進学を考えている中学生も多く、特にその増加傾向が顕著であります。さらに全日制入学者でもなかなか学校に来れないというような生徒については、退学あるいは通信制高校に転学するする場合が多く見られます。

2、健全育成の取り組みです。（1）SNS上のトラブルです。多くの高校では、入学当初に外部の専門家を講師として招いて講習・講話を行います。どちらかというとその段階では計画的な予防指導になります。そして残念なことにトラブルがあるという場合には、それを生徒に注意して、例えば集会であるとか、各学級であるとか、そこにある通り、世界に繋がっている、あるいは世界に発信しているということを人ごとではなく捉えてくださいというような指導をしております。個人情報の流出、あるいは他者を傷つけるようなコメント書き込み等々あります。さらには先ほど警察の方からもお話をありましたけども、今後です。やはり、凶悪犯罪に巻き込まれる取り組まれる、あるいは加害者になるという可能性も非常に懸念しております。（2）相談体制支援体制ですが、各校相談室、あるいは養護教諭、その他外部の相談室スタッフ等を設置しまして体制を整えています。特に近年ですと、特別支援、あるいは合理的配慮、それが増加傾向にありますので、外部の連携が不可欠であるというふうに意識しています。公立高校では藤枝特別支援学校焼津分校と合同で研修を行って連携をしております。（3）コロナ渦における行事です。コロナが5類になりましたが、2類までの段階ですと、様々な制約があり、その中でも何とか学習成果を發揮する場を進め、確保しようというふうに進めてまいりました。特に行事については非常に判断が難しく、修学旅行等については、行ってほしいという保護者と行って欲しくないという保護者が非常に対立したりしている困難な判断を迫られました。

3、指導上の課題・懸念事項です。（1）情報モラルの育成については非常に苦慮しております。全面禁止ではなく、使いながら、というような指導、あるいはモラル教育や安全教室等々を行っております。ただ、社会の変化も速すぎて、なかなか成果が上がっているかは判断が難しいという状況であります。（2）生徒の心身の健康へのコロナの影響については、先ほども申し上げた通り、これから次の感染症あるいは聞くところによると、インフルエンザもだいぶ流行しているということ、他学区ですが、学年閉鎖でコロナの影響が大きいというようなことも聞いております。まだまだ気を抜けない状況であります。（3）社会の変化への対応です。先ほど触れましたけども、社会の変化が早すぎて、なかなか対応が難しいという状況です。この市で言うと、外国人生徒が確実に増えております。本校ですと、その対応については、例えば翻訳機、数万かかるわけですけども、それを買わせて授業で使っているとか、あるいは保護者は日本語が不自由なので、その連絡等については、あるいは三者面談についてはどのようにしたらいいというようなことも苦慮しております。そのほか教員の働き方改革や教育不足によってなかなか細かい指導が届きかねる、保護者の価値観が多様化してなかなか理解が難しいような状況に追い込まれているというのが正直なところであります。ただそれに屈することなく立ち向かっていこうというふうに考えてます。私からは以上です。

○中野弘道会長

これまでの報告等について、御意見、御質問等がありましたらお願ひします。

【質疑】

○中野文子委員

民生委員の中野です。青少年相談活動についてです。民生委員として、「中学校卒業後の義務教育が終わった後のお子さんの相談についてはどこへ持っていくべきか。」いうことが悩みの種です。ただ、青少年教育相談センターがあるので、ありがたいなと思います。ましてや、今度、市が、胎児から自立する子どもまでということで、子ども家庭センターを作ってくださるということなので、すごくありがたいと思っています。ただ、いまの説明を聞いたときに、心情に寄り添い励ましの言葉というのは、私達民生委員がやることで、そちらとしてやっていただけるのは、具体的な指導だろうなと思いました。小中学校とかはスクールカウンセラーとか本当にいろいろあるもんですから、困らないと思うんですけど、義務教育卒業した後、いま民間のほうで頑張っているなんのを作り始めていますけれども、でも具体的にそちらとしてはどのようなことをしていただけるのかということをもう少し伺いたいと思いました。それから2点目ですけれども、各学校の報告のときに、小学校の不登校の話の中で家庭の問題と考えられるのが、78%を占めてるということを聞いた時に、どこが問題かという不登校の問題を解釈することは非常に難しいとは思いますが、どこまでその周りの人が関わっていくかっていうときに、環境・家庭と言ってしまうと、その分析の仕方がちょっと家庭の人から見ると、私達のせいにされるみたいな感じで、ちょっとつらいなっていう感じがしました。逆に中学校の方は、家庭の理解が得られなくてという、すごく分かるんですけど、いわゆる逆行をしてしまう場合において、反抗が始まつてなかなか難しい時期だというのはわかるんですが、小学校の場合、ちょっと内容が分かりにくかったなっていうことを感じましたので質問させていただきます。

○増田達一青少年教育相談センター相談員

義務教育が終わったあと、高校、高校を卒業したあと、大学、成人したあと、20歳代ですね、実際に相談が増えてきています。高校生に関しては、先ほど高校のほうからもお話をありがとうございましたが、退学、編入学そういう制度がありますから、それに関しては各高校において決まりがありますので、御相談いただいた時にはまず高校と相談を進めるようにお話しています。また、各高校にもスクールカウンセラーがいますので、心情面、心の面に対しては、まず、高校の先生と相談したうえで、スクールカウンセラーにそうだんすることもいいのではと紹介することが多いです。成人の場合、高校を卒業した場合は教育相談センターとして悩みの種で、相談内容が成人の方の素行について、働かなくて困っていると御家族から相談いただいたときは、藤枝にある青少年サポートステーションが就労に係わる相談を受けてくださるので紹介をします。また、闇バイトや成人だが家を出てしまつて帰つてこないなどは、警察のサポートセンターを紹介することが多いです。いずれにしても本人から相談があれば、市役所の地域福祉課や障害のある場合は障害福祉課へ紹介ができるのですが、本人がそのつもりが無いと成人の場合には動きづらいというのが現状です。その中で、この調査をした場合については、考えられる要因を全て上げるような、複数回答するような調査をしています。

○猪山修一子ども支援課主席指導主事

先ほどの家庭教育や家庭環境等に係る要因が78%を占めているということを説明させていただきました。その件についてですが、一番多いから、これが主たる原因で家庭の問題だというふうにしているわけではありません。説明が不十分で申し訳ありません。実は不登校の要因は、本人の無気力、不安、学校における人間関係、遊び、非行などいくつも項目があります。その中で調査した場合に、考えられる要因をすべて挙げる、複数回答をする調査をしています。1件の案件に対して、このケースはこういうところもある、家庭のこういうところもあると、数件の理由が出てくるものもあります。それを全部合わせたときに、家庭の部分が78%を占めていたということになります。家庭のせいだよというふうにはまったく思つてはいません。調査をさせていただいた結果として報告させていただきました。

○中野文子委員

ありがとうございました。

○中野弘道会長

中野委員、よろしいでしょうか。

○中野文子委員

はい。ありがとうございました。

○伊東広子委員

焼津地区保護司会の伊藤です。親の立場でPTAの方から何か問題になっているようなこと、話題になっていることがありますか。

○西尾翔太幹事

和田小学校PTA会長の西尾です。こちらには上がってきていません。

○伊東広子委員

親の立場として、こういうことを悩んでいる、困っているというのはありませんか。例えばよく聞くのが、スマホをずっと見ていてなかなかそれをやめることができなくて、夜遅くまで起きていて、朝起きることができないという問題を、聞くことが多いんですけども。話題になっていないでどうか。

○西尾翔太幹事

各家庭の指導の問題だと考えます。自分の家庭では、子ども一人一人の性格を尊重して、親の立場で上から指図しないようにしています。

○伊東広子委員

表面に出ない問題、困っているが声に出せない人はいないでしょうか。そういう目で拾い上げてほしい、守ってほしいと思っている。早いうちに問題点を見つけるということがとても大事ですけど、やっぱり忙しいからなかなか子どものその変化に気づいてあげられないということがある。私も自分の子育てを反省して、もっとこういうふうに見てあげればよかつ

たなということを、今子育てをしている方にも伝えたいなと思ってこういう話をしている。何かこういうふうにしなきゃいけないということじゃなくて、親も成長するような、いろいろ勉強するとか、情報を知って皆に広めるとかっていうことも大事じゃないかなっていうふうに、思ってるんですよ、やっぱり知らないってことが一番問題じゃないかと最近思うようになって。自分の方から努力をする必要があると思っているんです。

○中野弘道会長

ありがとうございます。PTAの方もしっかり活動を頑張っておりますので、その場でいろいろな話が、これからコロナ渦があけていろいろ話が出てくると思います。今日は情報共有ということでお願いしたいと思います。

○伊東広子委員

ありがとうございました。

○中野弘道会長

ほかにはいかがでしょうか。

○中野文子委員

伊東委員には、多分お耳の方に、現場からうちの子困つてると、そういう声がいろいろ入ってくるのでそういう声が話題になってませんかと提案したと思うんですね。実際、今の子どもたちの世界はどうしてもゲームの時間とかスマホの時間が長くなっているのは事実で、それは小中高の先生方からも問題点として挙げられたと思うんですけど、このコロナ渦でパソコンを持たせていただけるようになり、子どもたちが非常に学習の機会が得られやすくなったり、情報が得られやすくなったりという利点を感じてはいるんですが、親御さんとしてみると、今までゲームは30分以内とか1時間と言っていたのに、デバイスをずっと見てるみたいなことでね、すごい悩みもあるみたいで。結局、確かにあれを使って宿題を出したりなど、というのは共有できるのかもしれないし、チェックできるのかもしれないけど、画面を見る時間を、今は健康的にどうなのかわからないけど将来のことを考えたときに、ちょっとそこら辺も考えなきゃいけないなっていう気もします。なんでそんなこと言うかというと、さきほどの、小中学校で不登校を改善していきたいという言い方をされたんですが、特別支援が必要な子たちの中には、なかなか登校できにくい子たちもいます。その子たちが学校の中でデバイスを使って学習することで、学習の保障を得ることができたっていうのも事実です。藤枝市では、教室には行けないけども、デバイスを使って授業の映像を映してもらって、参加できている子がいるので、教室に戻るのがベストという考え方ではなくて、子どもが中学校に通う権利を共有できるという形で、不登校というのを考えてもらえると。または、学校には行けないけど今だいぶ支えるところがいろいろできてきて、そういうところも子どもを育てるという意味では、価値があると見ていただけると、お金もかかる、もしそういう補充の問題、奨学金とか話題になっていますが、そういうこととか、出席日数の問題とか、目を向けていただければありがたい。子どもたちが、ちょっと発達に特徴ある子どもたちがいい社会人になっていけるんじゃないかなっていうふうに思うことが多いです。

○中野弘道会長

社会全体でいい社会人になるように子どもたちをしっかりと健全育成をしていくという目的で本日お集りいただきました。その場その場の状況を知らないこと、また新しい情報もたくさんあるので、ぜひ情報を共有していただいて、各お立場でまた解決策、焼津市としても、学校福祉部を創設し、専門家を入れた相談体制の強化をしました。個人個人が全て違うので、なるべく個別に、家庭訪問をしながら、細かく丁寧に対応して、より良い社会人になっていけるような体制としています。ぜひいろんな形で皆さんのご意見をいただき、優しい世の中、焼津市にしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは報告事項「令和4年度青少年健全育成の取り組みについて」は御承認いただけますでしょうか。よろしければ拍手をもってお願ひします。

(各委員拍手)

○中野弘道会長

ありがとうございました。報告事項については、御承認いただきましたので以上で終了致します。

次に協議事項「令和5年度青少年健全育成の活動について」を議題といたします。青少年にとって安心・安全な環境づくり、情報モラルの指導・啓発について事務局から説明をお願いします。

協議事項

令和5年度青少年健全育成の活動について

(1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり

○山梨のぞみ子ども支援課児童生徒支援担当主幹兼青少年教育相談センター所長

青少年にとって安心・安全な環境づくりのうち、青少年健全育成に係る各種会議の開催や補導活動についてです。はじめに各種会議の開催ですが、青少年の健全育成に係る地域活動等を推進している「焼津市青少年健全育成市民会議」はスマイルライフ推進課の主催にて昨日6月21日に開催し、今年度の事業計画等が決定しております。また、青少年問題協議会は本日と来年2月1日に第2回目を予定しています。7月14日には、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を実施するために「焼津市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議を開催し、関係機関との情報交換や連携を図ってまいります。また、7月は、国・県の「青少年の非行・被害防止強調月間」に合わせて、「夏に青少年をまもり育てる運動」の一環として、7月1日から7月31日の期間で大井川庁舎での懸垂幕の掲揚と本庁舎1階と2階の情報表示モニター、デジタルサイネージを使用して情報発信を実施する予定です。街頭キャンペーンについては、昨年度同様、密にならない規模での開催とし、皆様と警察署の皆様の協力により7月3日に実施を予定しております。そのほか、県下一斎の夏季少年補導を7月21日、また、冬季少年補導を12月15日のいずれも金曜日、午後7時から9時までの間を目安に予定しています。7月から2月にかけては、市内13地区で、「明るい街づくり市民大会」の実施を予定しています。2月14日には、「焼津市子ども・若者支援地域協議会」の実務者レベルの会議を開催し、実務者レベルでの情報交換や連携を図ってまいります。加えて、通年の活動として、街頭補導活動や青少年教育相談センターでの相談活動を引き続き実施してまいります。

○福中惇也子ども支援課指導主事

子ども見守り隊の活動についてです。焼津市では、登下校時の巡回・警備等に従事する学校安全ボランティアのことを「子ども見守り隊」と呼んでおります。各校区の見守り隊は、地域の実態に応じてそれぞれの活動を行っていますが、いずれもボランティアとしてお力を借りしております。活動内容につきましては、各校ごとに、学校と見守り隊の方々との情報交換を実施し、より現状に適した活動になるよう改善が行われております。例えば、交通事情等の変化に伴う危険箇所への対応、学校やPTA、地域の方々の連携体制の見直し等です。不審者への対応につきましても子ども見守り隊、教職員、警察、地域安全推進委員会の方々の下校時の巡回等が抑止力となっております。多くの大人が子どもたちのためにご尽力いただいていることに感謝いたします。

学校から教育委員会に報告のあった不審者情報は、令和元年度は24件、令和2年度と令和3年度は16件、令和4年度は15件でした。以前は、季節に関係なく1年間通して月に1、2件程度の報告でしたが、昨年度は冬の時期の報告が多くありました。発生状況の特徴として、小学生に対する不審者情報が11件と多く、1人でいるときに声をかけられているのが9件でした。登下校時は複数で行動することを指導するとともに、危険予知や自己防衛の方法について「いかのおすし」を合言葉に継続して指導をしてまいります。

今後も、教育委員会では、「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪や事故の防止につながる」という考え方に基づいて、引き続き、子ども見守り隊をはじめ、地域ぐるみの学校安全体制の整備に努めてまいります。

(2) 情報モラルの指導・啓発

引き続き小・中学校における情報モラルの指導・啓発についてです。教育委員会では、「情報モラルに関する指導」について、生徒指導の重点的な取組の一つと考え、市内のすべての小・中学校で実施しております。また、平成27年度から、焼津市いじめ防止対策事業として、専門家によるネットパトロールと情報モラル講座を実施しています。ネットパトロールにより、早期発見をし、すばやく対応を図るとともに、情報モラル講座で正しい知識を身につけることで未然防止を図っていきたいと考えています。ネットパトロールの昨年度の実績としましては、約2340件の報告を受け、各校で指導に活用しました。本年度につきましても、4月からネットパトロールを実施しております。また、情報モラル講座においては、昨年度は中学校区ごとに開催し、児童生徒・保護者が受講しました。なお、本年度も中学校区ごとの開催とし、資料10に開催予定を掲載しています。

また、令和3年度より継続して取り組んでいる試みとして、保護者を対象とした10分程度の情報モラル啓発動画を年間3本作成し、一般公開ではありませんが、ユーチューブで視聴してもらったり、各校で面談の合間に保護者に見せたりして、啓発を行っています。昨年度の3本の動画視聴回数は3,251回（1本目：989回、2本目：1313回、3本目：949回）でした。今年度も実施に向けて現在準備を進めています。先ほども話題に出ましたが、各校ではChromeBook（クロームブック）が始まろうとしています。活用の仕方や各家庭での注意についてもこの動画を通して啓発していくこうという考え方で取り組んでいます。今後も教育委員会では「情報モラルに関する指導」について継続して取組んでいきます。

○中野弘道会長

事務局からの説明が終わりました。「令和5年度青少年健全育成の活動について」御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

○中野文子委員

見守り隊について質問します。先日見守り隊の総会があり、その関係で質問があったので。見守り隊の総会の主催は見守り隊の代表でしょうか。学校でしょうか、こちらの支援課でしょうか。

○福中惇也子ども支援課指導主事

見守り隊は学校ごと実態が異なります。

○中野文子委員

ありがとうございました。学校で聞いてきます。

○中野弘道会長

ほかにはいかがでしょうか。

○(意見等なし)

○中野弘道会長

協議事項、令和5年度青少年健全育成の活動については、原案のとおりお認めいただくことでおよろしいでしょうか。拍手にて確認したいと思います。

○(各委員拍手)

○中野弘道会長

今年度はこのような内容で事業を行って参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【その他】

○中野弘道会長

次に、その他としまして、「最近の交通事故などの状況について」焼津警察署岩見貴雄交通課長から御報告をお願いします。

最近の交通事故などの状況について

○岩見貴雄焼津警察署交通課長

焼津警察署交通課長の井上です。よろしくお願ひいたします。本日は、貴重なお時間を頂きましたので、交通事故防止を交えて、焼津市内における最近の交通事故などの状況について報告をさせていただきます。

まず、交通事故の発生状況についてであります。本年5月末の焼津市内の人身事故について

は発生が308件、前年比プラス34件で、12.4%増加しています。発生件数の増加に伴いまして負傷者も372人と増加をしております。また5月には被害者がお亡くなりになる痛ましい死亡ひき逃げ事件が発生してしまいましたが、これについては被疑者を検挙しております。静岡県内全体を見ますと、人身事故発生件数は7534件、死者が21人、負傷者が9583人と、件数、死者、負傷者、全てが増加しているような状況となっております。コロナが5類に移行となり、今後は人や車の交通がさらに増加することで、事故件数も増加することが予想されますので、警察としても危惧しているところでございます。焼津市内の事故形態を見ますと、出会い頭の事故が非常に多く、合わせて約全体の6割となっております。また、子どもが当事者となる人身事故件数についてですが、5月末現在で、小学生が当事者となる件数が10件、中学生が13件、高校生が当事者となる子が17年と合計40件の発生がございます。これは全国における12.9%の割合となっております。さらに、自転車利用者による事故、これは61件発生しております。中学生、高校生は通学時等に自転車を利用している子どもが多数いることから、自転車利用についても交通ルールをしっかりと守って、事故防止に努めていただきたいと思います。警察といたしましても、自転車の事故防止のため、1、交差点では周りに気をつけよう。2、一時停止箇所はしっかりと守ろう。3、急がずゆっくり走ろう。という3つをスローガンとして、自転車の安全利用についての講話を正在行っているところでございます。また今年の4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車事故死者の致命傷は頭部が約7割という統計もありますので、自分の頭を守るものとして、ヘルメットをしっかりと被り、重大事故を防いでいただきたいと思います。ヘルメットの着用については、市や警察もあらゆる機会を通して広報を行っていますが、未だ普及率がなかなか上がっていない現状でございます。学生が当たり前のようにヘルメットを被ることで、周りの大人に対する広報効果も高いと思いますので、学生の方にはぜひ率先してヘルメットをかぶっていただきたいと思います。皆様も機会があれば、ぜひ御指導いただきたいと思います。このような活動による安全で安心できる交通社会の実現は、決して警察や行政のみで達成できるものではありません。幼少から大人まで、全ての方の交通安全に対する取り組み姿勢が、全体の交通安全意識の高揚に大きく寄与されており、子どもも大人も横断歩道の渡り方や電車の利用方法、車を運転する際の速度や安全確認など、運転の基本を守っていただく、それぞれの立場において、交通安全を広げていただくことを期待しているところであります。以上、簡単ではございますが、最近の交通情勢などについてお話をさせていただきました。焼津警察署としまして、交通事故の防止に向け、引き続き警察と地域が一体となった取り組みを推進して、安全で快適な社会を実現するための交通安全教育を推進していきますので、一層の御協力を賜りますことをお願いいたしまして、私のお話をさせていただきます。

○中野会長

以上、報告が終わりました。質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

(意見等なし)

○中野会長

それでは、以上で議事全てが終了いたしました。長時間の御協議、ありがとうございました。

【閉会】